

復興支援税制は歓迎するが、国税通則法の名称変更には抗議する

税制特例法の成立にあたって（事務局長談話）

2011年4月28日
全国商工団体連合会
事務局長 岡崎民人

東日本大震災の被災者に対する所得税減税などを盛り込んだ「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（税制特例法）が、参議院で27日、全会一致で可決・成立した。

この間、民商・全商連が求めてきた被災者支援の税制として「雑損控除を2010年分に遡って適用する」「2年以内の事業年度に納めた法人税について震災の損失額を遡って還付する」「津波被害を受けた区域の土地・建物の固定資産税を免除する」など、被災者支援の免税措置などが盛り込まれたことは評価・歓迎する。

しかし、税制特例法の附則には、今国会に提出されている「所得税法の一部を改正する法律案」が可決された場合、「国税通則法」の名称を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に変更することが盛り込まれている。

「所得税法等の一部を改正する法律案」を含む平成23年度税制改正案は、成立見込みがたっておらず、国税通則法の名称変更を税制特例法に入れる必要はまったくない。にもかかわらず震災復興のための税制特例法に、名称変更を入れた背景は、今国会で、なんとしても国税通則法の改悪を行おうという、財務省・国税庁、民主党の狙いが明らかである。国会で議論されていない法律を、成立を前提に名称の変更をすることは、議会制民主主義に反する暴挙である。

民商・全商連は震災復興、中小業者の事業再開に全力をあげるとともに、税務署の調査権限強化や、納税者の権利を奪う国税通則法改悪を断固阻止するために、引き続き運動を強めるものである。